

火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等

- 1 千葉県内の火薬類の関係事業所に係る災害（盜難を含む）、あるいは火薬類の輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。
- 2 報告事項は次のとおりとする。
 - (1) 発生の日時
 - (2) 発生した場所（設備名等を含む）
 - (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
 - (4) 発生原因又はその推定
 - (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

（通報した内容が火薬類の事故に該当する場合は、おって事故届書を提出すること。）
- 3 火薬類関係事業所に係る災害発生時の通報系統（令和6年4月1日現在）
事故が発生した場合、発生場所に応じて下図の通り通報すること。

